

情報提供資料

国土強靭化に関する動向について

令和4年11月

国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課



国土交通省

国土強靭化推進本部(第15回)

議事次第

日 時：令和4年10月25日(火)
8：00～8：15
場 所：官邸4階大会議室

1. 開会

2. 議事

国土強靭化の今後の対応方針について

3. 閉会

[配布資料]

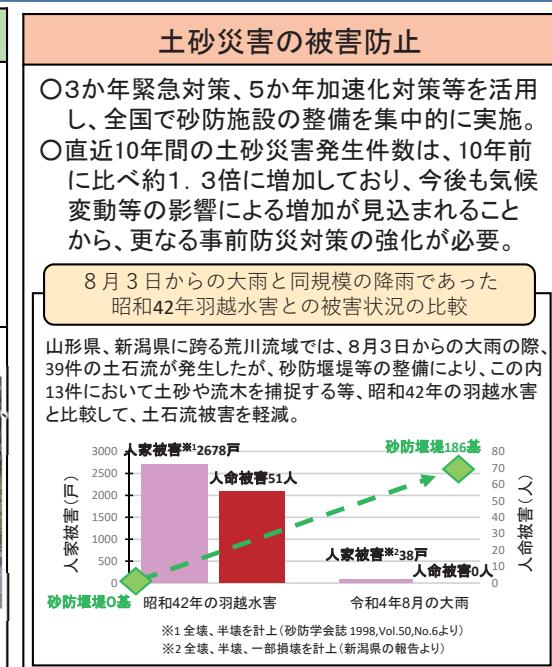
- 資料1 台風第14号等に関する国土強靭化の効果
- 資料2 各府省庁所管の国土強靭化の取組
- 資料3 土国強靭化を取り巻く情勢の変化と政策の展開方向(概要)
- 資料4 土国強靭化を取り巻く情勢の変化と政策の展開方向
- 資料5 文部科学省資料
- 資料6 厚生労働省資料
- 資料7 農林水産省資料
- 資料8 国土交通省資料

令和4年台風第14号等に関する国土強靭化の効果

国土強靭化推進本部
資料 (R4.10.25)

国土強靭化
NATIONAL RESILIENCE

浸水被害の防止	
○3か年緊急対策、5か年加速化対策等により、 全国の河川において河道掘削等を集中的に実施	
3か年緊急対策、5か年加速化対策等による河道掘削量 (H30～R3)	
全国	九州
約7,840万m ³ (ダンプトラック約1570万台)	約1,090万m ³ の (ダンプトラック約220万台)
○台風第14号に備え、国交省所管ダムと利水ダムを併せた 129のダム(過去最多) で事前放流を実施	
・確保した容量: 約4.2億m ³ (ハッ場ダム約5個分)	
○河道掘削、事前放流等の効果により浸水被害を軽減	
・五ヶ瀬川流域をはじめ、国が管理する多くの河川では、堤防の決壊等による 大規模な浸水被害の発生を防止 。	
【効果事例】※数字は速報値であり、今後変更する可能性がある。	
令和4年台風第14号と同規模の降雨により大規模な浸水被害をもたらした平成17年台風との浸水戸数の比較	
五ヶ瀬川水系 五ヶ瀬川・大瀬川	【H17.9台風】1176戸 → 【R4.9台風】49戸 (約96%減)
小丸川水系小丸川	【H17.9台風】170戸 → 【R4.9台風】0戸 (100%減)
大淀川水系大淀川(下流域)	【H17.9台風】4483戸 → 【R4.9台風】53戸 (約99%減)
・河道掘削やダムの事前放流等の事前の対策がなければ氾濫被害が拡大していた恐れあり。	
○気候変動による降雨量の増大に備え、引き続き対策が必要	
・ 全国で80を超える多くの河川において、氾濫危険水位を超過、うち13河川において越水等による浸水被害が発生。	
・気候変動によって気温が2°C上昇した場合、降雨量が約1.1倍、洪水発生頻度が約2倍になると予測されているなど、 今後更なる事前防災対策の強化が必要 。	
氾濫危険水位を超過した河川	
国管理6水系11河川	【中国】高津川、高津川派川 【九州】大分川、五ヶ瀬川、大瀬川、大淀川、本庄川、深年川、綾北川、球磨川、小丸川
都県管理48水系73河川	【九州、中国、関東】



各府省庁所管の国土強靭化の取組

(3か年緊急対策(平成30年度)以降のみ)
資料 (R4. 10. 25)

国土強靭化
NATIONAL RESILIENCE

①ため池の決壩防止

奥原池ため池
(島根県出雲市) 等全国約1,300か所

○3か年緊急対策で堤体の嵩上げ、洪水吐の流下能力向上を図り、ため池堤体を強化。

○令和3年7月大雨時ににおいても、洪水を安全に流下させることにより、決壊等による被害なし。



②避難所の非常用電源設備の整備

釜ヶ淵小学校(富山県立山町) 等全国約260か所

○3か年緊急対策で、災害時の避難施設としての機能発揮を目的に、太陽光発電設備、蓄電池及び高効率空調機器を導入。



③学校施設のブロック塀の耐震化

郡山女子大学附属幼稚園
(福島県郡山市) 等全国約1,000km

○3か年緊急対策で、大規模地震時に倒壊の危険性があるブロック塀をフェンスに更新。



○令和4年福島県沖を震源とする地震で郡山市では震度5強を観測したが、耐震対策を行ったフェンスに被害なし。

④老朽化した福祉施設の耐震化

障害者支援施設
(京都府舞鶴市) 等全国約500か所

○3か年緊急対策で柱や梁を増やし、基礎及び外観の補強などの耐震化整備を実施。

○地震等の災害における建物被害及び人的被害を最小限に抑制。



⑥地域の核となる漁港の耐震・耐津波化

川南漁港
(宮崎県川南町) 等全国
約60か所

○3か年緊急対策で防波堤・岸壁の耐震・耐津波化を実施。また、越波対策として護岸の嵩上げを実施。

○拠点漁港等において、流通や防災上必要となる漁港施設の機能を確保。



⑦水道の耐震化

上水道基幹管路
(高知県高知市) 等全国約4,600km

○5か年加速化対策で上水道の基幹管路(導水管・送水管・配水管本管)を耐震化。

○市民生活や産業活動に欠かせないライフラインである水道の耐災害性を強化。



①の出っ張りが②のリングに引っかかることにより抜けを防止

⑧老朽化した小学校の長寿命化

豊橋市立小学校(愛知県豊橋市) 等全国
約6,500か所

○3か年緊急対策で、外壁の剥落や雨漏り等が頻発する小学校の構造体の劣化対策、外壁の剥落防止工事や屋上の防水工事、トイレ改修等を実施。



○長寿命化により、コストや工期を縮減しつつ、改築と同等の教育環境を確保。

国土強靭化を取り巻く情勢の変化と政策の展開方向

4. 国土強靭化を取り巻く情勢の変化

- (1) 社会情勢変化に関する事項
 - ① 気候変動の影響
 - 気候変動への適応
 - ② グリーン・トランジション(GX)の実現
 - カーボンニュートラルのための調整電源の導入
 - ③ エネルギー
 - 柔軟かつ強靭な電力ネットワークの形成
 - 災害時におけるエネルギー安定供給のあり方
 - ④ SDGsとの協調
 - 人権平等、ダイバーシティの観点組込み
 - SDGsと国土強靭化との協調
 - ⑤ デジタル革命・IT技術革命
 - データのタイムリーな活用、効果的なDX活用
 - デジタル化による社会効率化
 - ⑥ ポストコロナ時代の生活様式の変化
 - リモートワーク・オンライン会議の増加

- (2) 近年の災害からの知見
 - ① 災害関連死に関する対策
 - ② コロナ禍における大規模自然災害

- (3) 国土強靭化の理念に関する主要事項
 - ① 「自律・分散・協調」型社会の促進
 - 東京一極集中リスク
 - 災害発生リスク想定に基づく居住地移転
 - ② 事前復興の発想の導入促進
 - 目標像の見える化
 - ③ 地震後の洪水などの複合災害への対応
 - 複眼的防災対応への備え
 - ④ 南海トラフ地震などの巨大・広域災害への対応

- (4) 他分野／分野横断的事項
 - ① 環境との調和
 - 防災面・環境面の十分な配慮・調和
 - ② インフラ老朽化対策
 - ③ 橫断的なリスクコミュニケーション（災害弱者への対応）

6. 国土強靭化政策の展開方向

- (1) 国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理
 - 被害を最小に抑え、地域経済を支える防災インフラの整備
 - 既存の防災インフラにおける操作の高度化・効率化
 - 老朽化したインフラ施設の予防保全等適切な維持管理
 - 避難所としても活用される小中学校の校舎等の環境改善
 - 自然環境が有する多様な機能（グリーンインフラ）の活用
- (2) 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーの強靭化
 - 壊滅的な損害を受けない耐震性の高い構造物補強
 - 人員・物資の避難・輸送経路の複数選択の確保
 - 老朽化した交通インフラ施設の予防保全等適切な維持管理
 - 災害発生時にも可能な限り安定的な通信サービスの確保
 - 安定的かつ災害や海外情勢の変化にも強靭なエネルギーの確保
- (3) デジタル等新技術の活用による国土強靭化施策の高度化
 - 気象・気候予測の課題をデジタルで克服
 - 事前防災、地域防災に必要な情報の創出・デジタルでの共有
 - 被災者の救援救護にデジタルを最大限活用
 - 災害時にもデータを失うことがないよう分散管理
 - その他国土強靭化に関する様々な地域の課題をデジタルで解決
- (4) 災害時における事業継続性確保をはじめとした官民連携強化
 - 民間所有の施設でも早期に強靭な構造物へ補強可能な支援
 - 民間施設においても適切な情報伝達と早期避難が可能な支援
 - 非常電源設備をはじめ民間施設のライフライン確保へ支援
 - 企業体としての社員に対する防災教育の充実
 - 防災投資や公共インフラの民間管理など官民連携の強化
- (5) 地域における防災力の一層の強化
 - 国土強靭化地域計画の再チェックと内容の充実
 - 近傍／遠距離の自治体交流などを通じた被災地相互支援の充実
 - 避難生活における災害関連死の最大限防止
 - 地域一体となった人とコミュニティのレジリエンスの向上
 - 幼年から高齢まで幅広い年齢層における防災教育・広報

★ 関連する国家施策の検討状況を踏まえつつ検討

- ① 新しい資本主義
- ② デジタル田園都市国家構想
- ③ 新たな国土形成計画

5. 今後の検討課題

- (1) 大規模自然災害への備えをより盤石に
 - 中小河川を含めた「流域治水」の更なる推進
 - 既存の防災インフラにおける操作の高度化・効率化の更なる推進、ダムの事前放流の更なる推進
 - 老朽化したインフラ施設の予防保全等適切な維持管理の更なる推進
 - 自然環境が有する防災・減災等の多様な機能の活用
 - 災害対応拠点（避難者受入施設・医療機関等）の環境充実
- (2) 大規模自然災害発生後も経済活動が持続できる国土づくり
 - 構造物の耐震補強の促進
 - ミッショングリンク解消等による道路ネットワークの機能強化
 - サプライチェーンの強靭化
 - 民間企業の生産拠点・体制の強靭化へ向けた支援
- (3) 限られた人員でも効率的な社会活動・災害対応の実現（デジタル技術のフル活用）
 - 水蒸気センサーやスマートコンピュータ等を活用した予測
 - 通信・エネルギー・デジタルインフラの強靭化・調和
 - ヘリやドローンによる情報集約の一層の迅速化・効率化
 - 電子媒体を用いたプッシュ型の情報受発信システムの活用
 - 災害関連死を最小化するための備え・対応
 - 複合災害への備え・対応
- (4) 官民連携の促進と民間主導の取組の活性化
 - 被災企業支援体制の充実
 - 地域貢献活動の促進
 - 防災投資の促進
 - 企業と地方自治体との連携強化
 - 民間企業が管理する公共インフラの強靭化の促進
- (5) 地域計画の内容充実と支援のあり方
 - 各地域計画の全国的な視点でのチェック
 - 地域コミュニティ強化等のソフト施策を含む地方自治体への方向性等の提示
 - 実効性のある地域計画への改定（災害時に連携する周辺自治体や地域内企業・NPO団体等との関係構築）
 - マンパワー不足への配慮

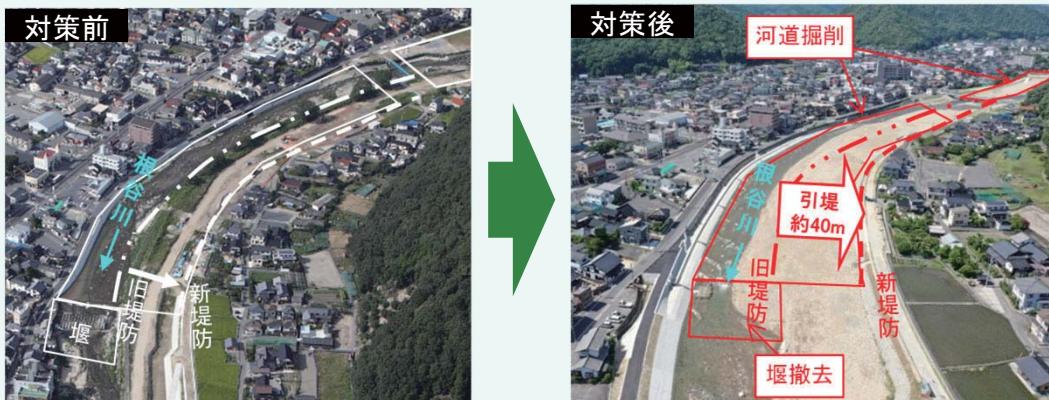
★ 他の計画等との体系も含めた国土強靭化基本計画のあり方

- 事前防災対策の着実な推進
- 目指すべき姿の提示
- アンブレラ計画としての機能実効性の確保
- テンポラリーになっている各種計画等の位置づけと取扱い
- 国土強靭化への理解の深化

注) 現行の国土強靭化基本計画は、平成30年12月に策定されたものであり、令和5年12月に5年間の期限を迎える。

国土強靭化対策の効果事例

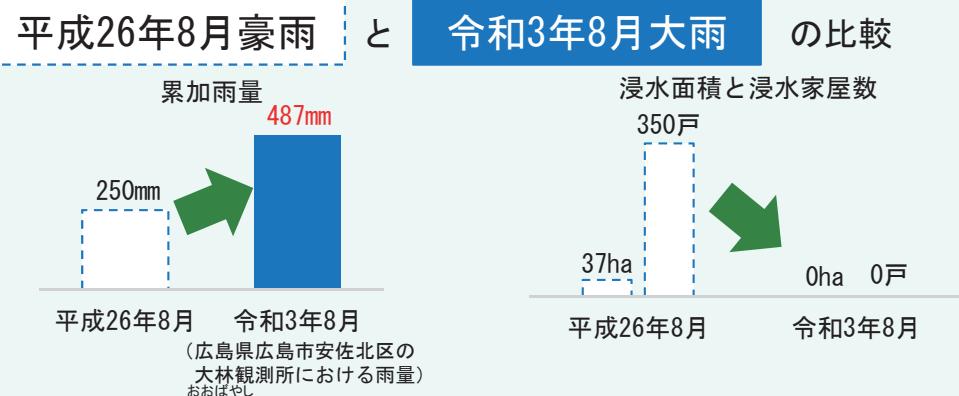
- 太田川水系根谷川の河川改修（広島県広島市安佐北区）
3か年緊急対策により前倒しで引堤・河道掘削等を実施することにより、令和3年8月大雨時において水位を約1.0m低減させ、越水を回避して家屋の浸水を防止。



【主な実施事業】

主な事業	対策内容	事業費	対策期間
河川改修事業	引堤、河道掘削、堰撤去	約60億円※	H23～R2

【被害状況】



- 国道6号熊川橋の耐震補強（福島県双葉郡大熊町）
3か年緊急対策により橋梁の耐震補強を実施することにより、令和4年3月の福島県沖を震源とする地震発生時において、緊急輸送道路の通行止を未然に防止。



【主な実施事業】

主な事業	対策内容	事業費	対策期間
道路事業	耐震装置（水平力分担装置）設置	3億円※	R2～R3

※他の橋梁の対策事業費を含む

【被害状況】

令和4年3月福島県沖を震源とする地震

<伊達橋 (福島県伊達市)>



※震度6弱
(福島県伊達市
前川原における震度)
まえかわら

<熊川橋>

※耐震装置設置あり

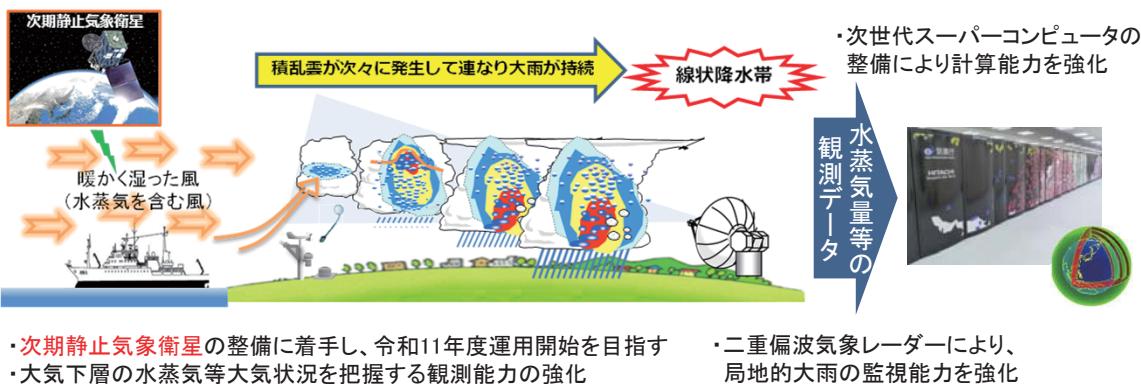
被害なし



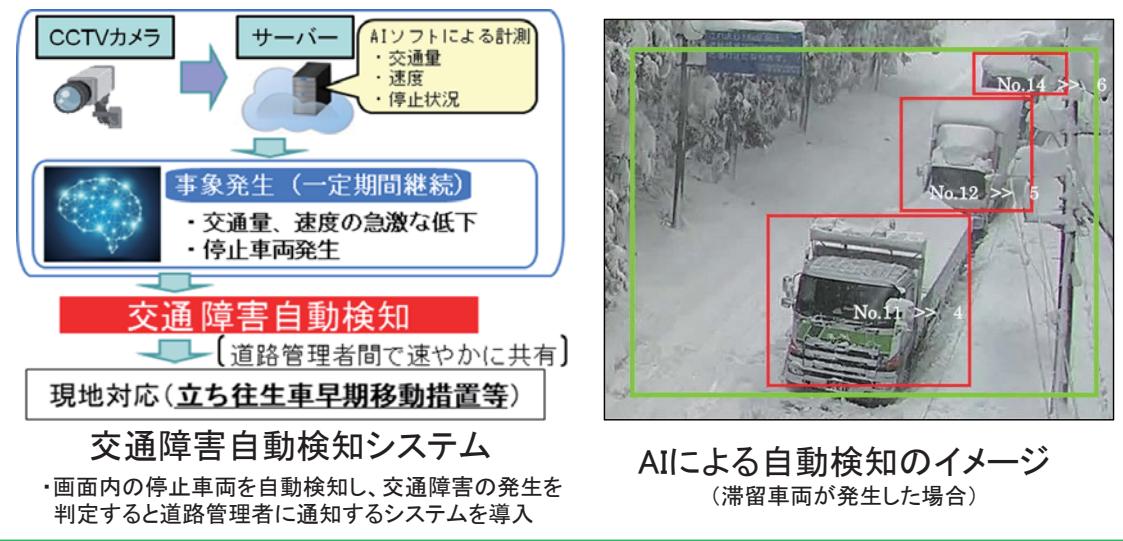
※震度6弱
(福島県双葉郡大熊町大川原
における震度)
おおがわら

- 線状降水帯・台風等の予測精度を高め、防災気象情報の高度化を図る。
- 道路管理用のカメラにAIによる画像解析技術を用いた交通障害自動検知システムを導入することで、道路の異常の早期発見・早期処理の実現等、道路管理の効率化・省力化を図る。
- 事前防災の観点から、従来の水害ハザードマップに加え、浸水範囲と浸水頻度の関係をわかりやすく図示した水害リスクマップ(浸水頻度図)を新たに整備して水害リスクを見える化し、防災まちづくりや企業の立地選択等での活用を促進。

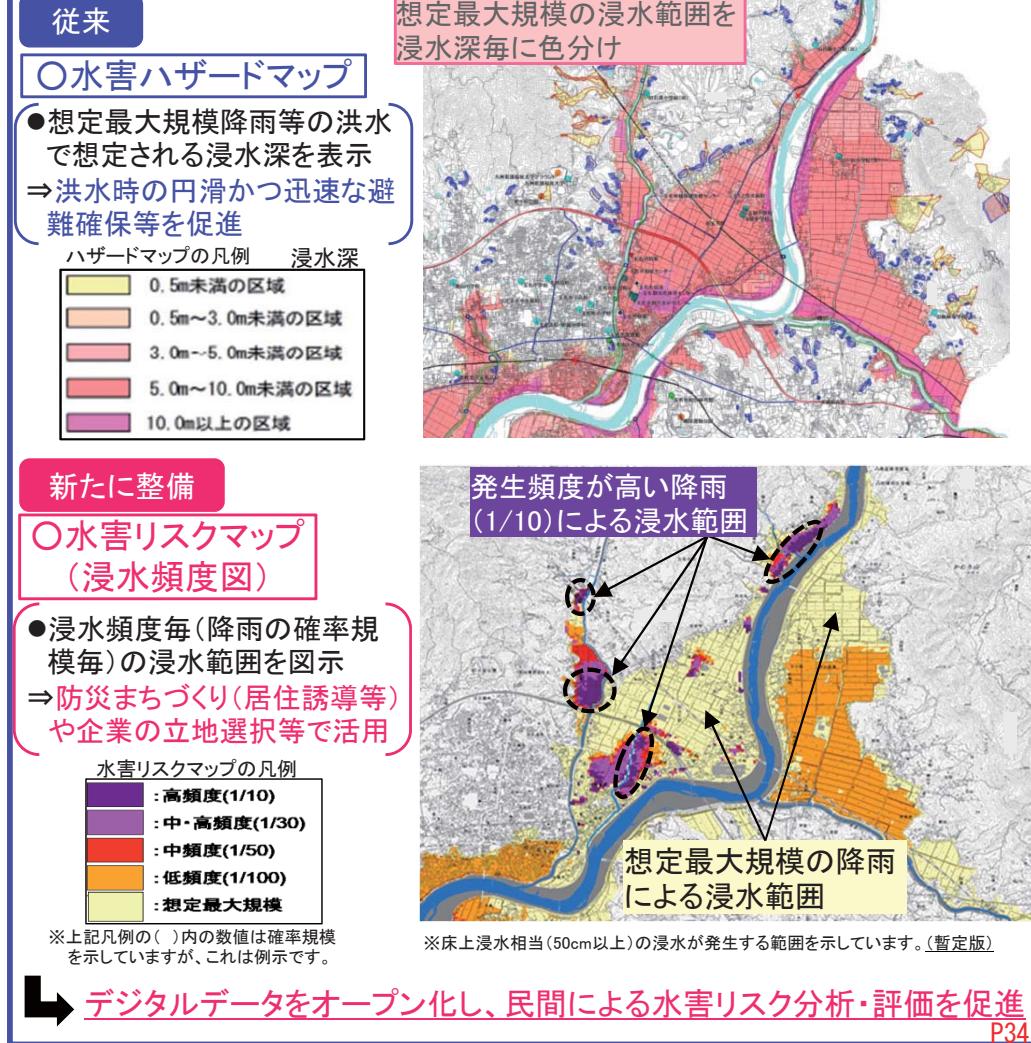
線状降水帯・台風等の予測精度向上



交通障害自動検知システムによる道路管理の効率化



水害リスク情報の見える化



- ・感染症対策強化事業（厚生労働省）
- ・国立感染症研究所の機能・体制強化に必要な施設設備整備（厚生労働省）
- ・国際機関等を通じた途上国への感染症対策等への協力（COVAXファシリティ³⁰、GHI³¹及びUNDP、CEPI³²、グローバルファンド³³並びに世界銀行を通じた支援）（厚生労働省、外務省、財務省）等

2. 防災・減災、国土強靭化の推進

気候変動の影響等により、本年も線状降水帯による豪雨や記録的大雨が相次ぐなど、自然災害の激甚化・頻発化が顕著である。これまでの防災・減災、国土強靭化の取組により、被害が防止・抑制された地域もあり、着実に効果を発揮しつつある一方、激しさを増す自然災害やインフラ老朽化等の国家の危機に打ち勝ち、国民の生命・財産・暮らしを守るため、基本計画に基づき、現下の資材価格の高騰等も踏まえ、必要・十分な予算を確保し、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、ハード・ソフト一体となつた取組を強力に推進する。また、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に国土強靭化を進めていくことの重要性等も勘案して、更なる取組を推進するための次期基本計画の検討を進める。

引き続き、「防災・減災、国土強靭化のための5ヵ年加速化対策」に基づき、流域治水等の人命・財産の被害を防止・最小化するための取組や、災害に強い交通ネットワーク・ライフラインの構築等の経済・国民生活を支えるための取組を推進するとともに、予防保全の考え方に基づく老朽化対策を進める。また、インフラ・防災分野におけるDXを推進し、災害関係情報の予測・収集・集積・伝達、現地対応等におけるデジタル技術の活用を加速化する。これらの対策に加え、

³⁰ COVID-19 Vaccine Global Access Facilityの略。新型コロナワクチンへの途上国を含めた公平なアクセスの確保のため、Gaviワクチンアライアンスを中心に、WHO、UNICEF、CEPIの協力の下、運営されている資金調達及び供給調整メカニズム。

³¹ Global Health Innovative Technology Fund（公益社団法人グローバルヘルス技術振興基金）の略。

³² Coalition for Epidemic Preparedness Innovations（感染症流行対策イノベーション連合）の略。

³³ The Global Fund又はThe Global Fund to Fight AIDS, Tuberculosis and Malaria（世界エイズ・結核・マラリア対策基金）。

本年発生した災害等を踏まえ、新たに取り組む必要が生じた対策も推進する。

- ・気候変動を見据えた府省庁・官民連携による「流域治水」の推進（農林水産省、国土交通省）
- ・住宅・建築物、学校施設、医療施設、社会福祉施設、矯正施設・更生保護施設、公共施設等の耐災害性の強化（法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省）
- ・交通ネットワーク（鉄道、港湾・航路等）の耐災害性の強化（国土交通省）
- ・情報通信、エネルギー、上下水道、廃棄物処理施設等の耐災害性の強化（総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省）
- ・被災後速やかな通行を可能とする高規格道路のミッシングリンク解消、高規格道路と代替機能を發揮する直轄国道とのダブルネットワーク強化等（国土交通省）
- ・無電柱化を含む道路インフラの局所対策（国土交通省）
- ・盛土による災害の防止（国土交通省）
- ・積雪寒冷地における大規模地震・津波避難対策の推進（内閣府）
- ・放射線監視体制の機能維持（環境省）
- ・河川・ダム、道路、都市公園、鉄道、港湾・漁港、ため池、農業水利施設、学校施設等の重要なインフラに係る老朽化対策（文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省）
- ・線状降水帯、台風等による大雨等の予測精度向上等の防災気象情報の高度化対策（国土交通省）
- ・災害時情報伝達手段等の多重化・高度化（内閣府、デジタル庁、総務省、国土交通省）
- ・デジタル技術を活用したインフラの整備、管理等の高度化等の推進（国土交通省）
- ・装備資機材等の整備等による警察の災害対処能力の強化（警察庁）
- ・消防防災力強化に必要な資機材整備・DX等の推進（デジタル庁、総務省）
- ・自衛隊の災害への対処能力の強化等（防衛省）
- ・海岸漂着物等に関する対策（環境省）
- 等

3. 自然災害からの復旧・復興の加速

東日本大震災をはじめとする自然災害からの復旧・復興に全力で取り組む。

東京電力福島第一原発の廃炉及び環境再生を安全かつ着実に進め

建設発生土の有効利用等について

令和4年11月

国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課



国土交通省

2. 盛土規制法の基本方針について

搬出先の明確化等に関する部分 抜粋

※本基本方針（案）は、今後、必要な見直しを加えた上で、社会資本整備審議会等の意見を聽いて定める予定

別紙 1

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針（案）

（目次）

一 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき行われる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な事項

1 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針の位置付け
2 盛土等に伴う災害の防止の考え方について

（1）盛土規制法に基づく盛土等に伴う災害の防止に向けた措置

（2）法施行体制・能力の強化

（3）不法又は危険な盛土等への対応

二 基礎調査の実施について指針となるべき事項

1 基礎調査の実施に当たっての基本的考え方

2 宅地造成等工事規制区域の指定及び特定盛土等規制区域の指定のために必要な調査

（1）宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定のために必要な調査の実施に当たっての基本的考え方

（2）宅地造成等工事規制区域の指定のために必要な調査

（3）特定盛土等規制区域の指定のために必要な調査

（4）基礎調査の結果の通知及び公表

（5）規制区域の指定後の基礎調査の実施

3 造成宅地防災区域の指定のために必要な調査

（1）調査の実施に当たっての基本的考え方

（2）造成宅地防災区域の指定のために必要な調査

（3）基礎調査の結果の通知及び公表

4 盛土等に伴う災害の防止のための調査

（1）盛土等に伴う災害の防止のための調査の位置付け

（2）盛土等に伴う災害の防止のために必要な調査

（3）基礎調査の結果の通知及び公表

三 宅地造成等工事規制区域の指定、特定盛土等規制区域の指定及び造成宅地防災区域の指定について指針となるべき事項

1 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定について指針となるべき事項

（1）宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定

（2）宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域指定後の対応

2 造成宅地防災区域の指定について指針となるべき事項

（1）造成宅地防災区域の指定

（2）造成宅地防災区域指定後の対応

四 その他宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する重要事項

1 建設工事から発生する土の搬出先の明確化等

る広報等について積極的な対応を図ることが望ましい。

(2) 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域指定後の対応

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域指定後、都道府県等は、規制区域について、都道府県等のホームページでの公表、都道府県の出先機関等での閲覧等を行い、事業者や住民等に対し、周知を徹底することが重要である。

また、都道府県知事等は、土地利用状況の変化等により、新たに規制区域の見直しが必要となったときは、(1) の指定の際と同様の考え方により、これらの状況の変化に合わせた対応を図ることが望ましい。

なお、関係市町村長等においても、土地利用状況の変化等により、新たに規制区域の指定が必要となつたときには、速やかに都道府県知事に申し出ることが望ましい。

2 造成宅地防災区域について指針となるべき事項

(1) 造成宅地防災区域の指定

都道府県知事等は、基礎調査の結果を踏まえた上で、造成宅地防災区域の指定を行う。造成宅地防災区域の指定は、宅地造成に伴う災害の発生で相当数の居住者その他の者に危害を生ずるおそれが大きい一団の造成宅地における災害の発生の防止を図るものであり、基礎調査により造成宅地防災区域として指定が必要と認められた土地の区域については、可及的速やかに指定を行うことが重要である。

都道府県知事等は、造成宅地防災区域を指定しようとするときは、関係市町村長等の意見を聞く。また、造成宅地防災区域を指定するときは、当該区域を公示するとともに、その旨を関係市町村長に通知する。

なお、造成宅地防災区域の指定に当たっては、都道府県知事等及び関係市町村長等は、区域住民の協力が得られるよう、必要に応じて説明会、広報誌への掲載等による広報等について積極的な対応を図ることが望ましい。

(2) 造成宅地防災区域指定後の対応

造成宅地防災区域指定後、都道府県等は、区域内の宅地所有者に宅地の安全性向上を促すとともに、宅地所有者と共同して宅地耐震対策を実施する。

また、都道府県知事等は、必要な災害防止措置を講ずることにより、造成宅地防災区域の全部又は一部について同項の指定の事由がなくなったと認めるときは、当該造成宅地防災区域の全部又は一部について同項の指定を解除する。

四 その他宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する重要事項

1 建設工事から発生する土の搬出先の明確化等

建設工事から発生する土のうち、廃棄物が混じっていないもの(廃棄物と分別後のものも含む。)は、水等と同様のどこにでもある自然由来のものであり、生活環境の保全上の支障を生じかねない廃棄物とは異なり、それ自体が生活環境の保全や公衆衛生上の支障を生じるものではなく、崩

落等の安全性に配慮して、適切に活用あるいは自然に還していくべきものであり、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）（以下「資源有効利用促進法」という。）等において再生資源としての利用促進が特に必要なものである。

このため、このような自然由来のものである土自体を、廃棄物と同一視して同様の規制の下に置くことは、経済活動に対し過度な規制となるおそれがあり適当ではないが、不法な盛土等の発生を防止し、建設発生土の適正利用等を徹底する観点から、盛土規制法と連携した建設発生土の発生側での取組等として、建設発生土の搬出先の明確化等を図るものとする。

建設発生土の搬出先の明確化等を行うに当たっては、専門的知見を持ち建設工事の施工全般に責任を持つ元請業者側による取組と、その元請業者に建設工事を注文する発注者側、特に公共工事の発注者側による取組と、一体的に行うことが重要である。

また、発注者側における取組については、まずは国が率先して取り組むことはもとより、地方公共団体や民間発注者についても、これまで以上に積極的な役割を果たすことが求められる。

加えて、建設工事の施工に当たり、できるだけ建設発生土の発生を抑制するよう、設計・工法の改善や場内利用の促進を図ることが必要である。

また、盛土規制法の今後の施行状況等を踏まえ、盛土等に関する工事に携わる優良な事業者が評価される仕組みについて検討するものとする。

盛土規制法の実効性を高め、盛土等に伴う災害防止を促進するためには、盛土等の行為に関する出口規制と併せて、建設発生土の搬入・搬出プロセスの実態を把握し、必要な対策を講ずることが必要である。

国は、建設現場等における建設発生土の搬入及び搬出について、定期的に実態把握を行うことが必要である。また、工事の発注段階で建設発生土の搬出先を指定する等の指定利用等を進め、指定された受入地に係る運搬費・処分費の適切な計上を徹底し、盛土規制法に基づく盛土等の許可地等に適正な運搬費や処分費が支払われるようすることを通じて、受入地の確保を進めることが必要である。加えて、ストックヤード等に搬入された建設発生土の適正な処理を担保することの重要性に鑑み、盛土規制法による厳格な出口規制と併せて、国はストックヤード等の管理運営の更なる実態把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。

(1) 元請業者による建設発生土の搬出先の明確化等

元請業者による建設発生土の搬出先の明確化に当たっては、搬出先の適正確保と資源としての有効活用を一体的に図っていくことが、建設発生土の不適正処理の防止に効果的であることから、資源有効利用促進法等に基づく再生資源利用促進の仕組みを活用し、建設発生土を一定規模以上搬出する建設工事について搬出先の明確化を図るものとする。

具体的には、建設発生土の搬出先が適正であり、また、当該搬出先に実際に搬出されたことを事後的にも確認できるよう、元請業者は、再生資源利用促進計画の作成等に際して、搬出先における盛土規制法に基づく許可等の有無の確認や、搬出時に搬出先から交付される土砂受領書等の確認をするものとする。さらに、国による資源有効利用促進法に基づく立入検査や勧告・命令のほか、元請業者による再生資源利用促進計画の建設現場への掲示等を通じて建設発生土の不法な盛土等への悪用防止と適正な利用の徹底を図るものとする。

加えて、汚染された土壌の搬出防止を図るため、元請業者が再生資源利用促進計画を作成する際に、発注者等が行った土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）上の手続き結果を元請業者が確認し、搬出の可否を確認するものとする。

また、元請業者による適正な搬出先の選定に資するよう、盛土規制法に基づく盛土等の許可地一覧表について、元請業者等へ周知を行う必要がある。

発注者は建設工事の注文者として、自らの工事から発生する土砂とその適正処理について関心を持ち、必要な費用等を適切に負担することが求められる。

このため、発注者は、建設発生土の適正な処理が行えるよう、契約締結時における適切な費用負担や、予期せぬ費用増が生じた場合には追加負担について元請業者と適切に協議することが求められる。

また、発注者が自らの建設工事から発生する土砂とその搬出先等について情報を得て、必要に応じてその変更等を求めることができるよう、元請業者は再生資源利用促進計画の建設現場への掲示に先立ち、その内容を発注者に報告・説明するものとする。

さらに、継続的大規模な建設工事を発注している民間発注者については、公共工事の発注者と同様に、指定利用等の取組の実施や、それが困難な場合でも元請業者により適正処理が行われることを確認する等、建設発生土の適正処理にこれまで以上の積極的な役割を果たすことが期待されるところであり、とりわけ公益性の高い事業を行っている会社等は率先して取り組むことが求められる。

(2) 公共工事の発注者による建設発生土の搬出先の明確化等

公共工事においては、発注者が行政主体であることから、指定利用等の取組を徹底していくことが重要である。公共工事のうち国が発注する工事においては、従前より指定利用等を適用しており、ほぼ全ての工事で指定利用等が図られている。引き続き、指定利用等の実施について全省庁で取組を徹底する必要がある。

一方、地方公共団体が発注する工事では、指定利用等の適用は一定程度進んでいるものの、国と比較すると、なお改善の余地がある。今般、盛土問題が地方公共団体共通の大きな課題となっていることを踏まえ、地方公共団体各々が自らの問題として、建設発生土の有効利用等について主体的かつ積極的に取り組んでいくことが強く求められており、地方公共団体は自らの発注工事において指定利用等の原則実施を目指すことが重要である。

また、指定利用等の促進に当たっては、発注者が工事の発注段階で建設発生土の運搬費・処分費を適切に計上する等、現場の関係者が円滑に対応できるような環境を整え、実効性を確保していくことが必要である。地方公共団体が発注する公共工事については、各地方ブロックにおける副産物対策協議会を活用して、国から、指定利用等の徹底や、それに伴う適切な処理費の負担等について周知を行うことも重要である。

国は、公共工事における指定利用等の実施状況について、定期的にフォローアップを実施するとともに、フォローアップの状況等を踏まえ、その結果を公表する等、地方公共団体における指定利用等が促進される方策を推進すべきである。

(3) 建設発生土の更なる有効利用に向けた取組

①建設発生土の工事間利用の促進

建設発生土を工事間で有効利用することは、建設発生土の需要を拡大し、不法な盛土等の発生の防止を図る上でも重要である。

このため、一定規模以上の土砂の搬入を行う建設工事の施工に際し、元請業者が再生資源利用計画を作成し、他工事等からの建設発生土の更なる有効利用を図るものとする。

また、各地方協議会等において、建設発生土の需給状況や、盛土規制法に基づく盛土等の許可地一覧等について情報共有し、工事間の利用調整を行う等、建設発生土の更なる有効利用を促進するための取組を講じることが重要である。

さらに、公共工事間はもとより、官民の工事間利用を促進するため、公共工事、民間工事におけるマッチングシステムを積極的に活用するよう、国から各地方協議会等を通じて、地方公共団体や建設業団体、民間発注者に対して継続的に依頼を行う。また、工事間利用等の好事例について共有することが望ましい。

国では、必要に応じ、工期・土質等の異なる工事との利用調整のため、自らの事業用地等に一時的に建設発生土を保管する等の取組を行っている。地方公共団体が発注する公共工事においても、工期・土質等の異なる工事間での利用のため、自らも同様の取組を行う必要がある。

②事業の計画・設計段階からの取組の推進

公共工事、特に国が発注する公共工事においては、建設発生土の発生抑制や有効利用の取組推進等、事業の計画・設計段階から必要な対策を検討するよう率先して取り組むことが重要である。

2 廃棄物混じり盛土の発生防止等

廃棄物が混じっている土については、建設現場等において土と廃棄物をできるだけ分別した上で、分別された廃棄物については、廃棄物処理法に基づき、適切な処理を行う必要がある。

廃棄物の処理については既に厳格に規制されているところではあるが、廃棄物が混じった盛土の発生を防止するためには、建設現場等における遵守体制をさらに強化することが重要である。

また、これらの取組を行ってもなお廃棄物が混じった盛土が発生した場合における早期発見及び迅速な行政処分等を可能とするための対処体制を確立することも不可欠である。

(1) マニフェスト管理等の強化

建設現場への立入調査時に、排出事業者（元請業者）のマニフェスト交付を確認すること等により、産業廃棄物の適正処理を確保することが重要である。

産業廃棄物の不法投棄は、ピーク時の平成十数年前半に比べ大幅に減少しているが、令和二年度においても新たに年間百三十九件、総量五・一万トンの不法投棄が判明している。また、投棄件数の七割以上、投棄量の七割以上が建設系廃棄物であることから、建設工事における電子マニフェストの利用を促進することにより、産業廃棄物の不適正処理を防止することが求められる。

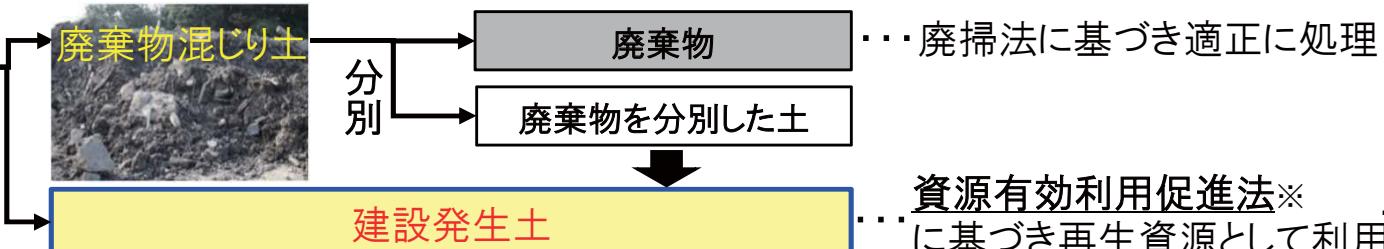
(2) 関連事業者の法令遵守体制

3. 建設工事から発生する土の搬出先の明確化等について

建設工事から発生する土の搬出先の明確化等

建設工事から発生する土

建設工事から
発生する土



※写真はイメージ

※資源有効利用促進法は、使用済物品や副産物（建設発生土も対象）の発生抑制及び再生資源等の利用促進に関する所要の措置を講じるもの。

指定利用等の徹底

- 全ての公共工事発注者に指定利用等の原則実施を要請 ⇒ 処分費の積算への計上を徹底
- 継続的に大規模な建設工事を発注している民間工事発注者には、指定利用等の実施や、それが困難な場合でも元請業者により適正処理が行われることを確認するよう求める

【指定利用等の取組状況】

国	: 99%
都道府県	: 88%
市区町村(政令市除く)	: 69%

建設発生土の計画制度の強化

【現行制度】資源有効利用促進法により元請業者に対し、搬出先(他の工事現場、残土処分場等)等を記載した再生資源利用促進計画書の作成・保存を義務付け

- 計画書の作成対象工事の拡大（土砂1,000m³ → 500m³）、保存期間の延長（1年→5年）、発注者への報告と建設現場への掲示を義務化【省令改正：R4.9.2公布、R5.1.1施行】
※併せて事業所等への立入検査等の対象事業者を拡大し、チェック機能を強化【政令改正：R4.8.30閣議決定、R4.9.2公布、R5.1.1施行】
- 搬出先の盛土規制法の許可の事前確認及び搬出後の土砂受領書等の確認を義務化【省令改正：盛土規制法の施行に合わせ施行予定】

【再生資源利用促進計画書】 (イメージ)

計画書	
請負会社	: ●●株式会社
工事所在地	: ●●市●●町●●
建設発生土	: ●●●● m ³
搬出先	: ●●工事 ●●● m ³ ●●処分場 ●●● m ³

新たな法制度等 (盛土規制法等)

- 厳格な盛土許可制
- 不法盛土の監視強化（許可地一覧の公表・現地掲示）
- 盛土許可違反の建設業者やトラック運送事業者等への処分

適正化指針とは

入契法※に基づき、国交大臣・総務大臣・財務大臣が案を作成し、閣議決定

- 発注者(国、地方公共団体、特殊法人等)は、適正化指針に従って必要な措置を講ずる努力義務を負う。
- 上記3大臣は、各発注者に措置の状況の報告を求め、その概要を公表。
- 国交大臣及び財務大臣は各省各庁の長等に対し、国交大臣及び総務大臣は地方公共団体に対し、特に必要と認められる措置を講すべきことを要請。

※ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

- i) 激甚化・頻発化する災害への対応力の強化が急務。また、建設発生土の適正処理を推進する必要。
- ii) 資材等の価格高騰への対応のため、公共工事の受発注者間の価格転嫁を適切に行う必要。
- iii) そのほか、公共工事の円滑な施工の確保や担い手の中長期的な育成・確保、処遇改善のため、ダンピング対策等の入札・契約適正化の取組を一層徹底する必要。

変更のポイント

I. 復旧・復興JV、建設発生土の適正処理

- 大規模災害の被災地域における施工体制の確保を図るため、共同企業体の類型として**復旧・復興JV**を追記
- 建設発生土の適正処理の推進のため、
 - 予定価格の設定に当たり適正な積算を行うべきものの例示に建設発生土等の運搬・処分等に要する費用を明記
 - 設計図書に明示するなどして関係者間で共有すべき情報の例示に建設発生土の搬出先に関する情報を明記

II. 適切な契約変更

- 契約変更の必要性が生じうる事情の例示に**資材等の価格の著しい変動、納期遅れ等**を明記

III. その他

- ダンピング対策の理由として、公共工事を実施する者の**適正な利潤の確保**について追記
- ダンピング対策の徹底を図るため、**低入札価格調査基準等**を適正な水準で設定することについて追記
- 技能労働者の育成及び確保に資する労働環境の整備を図るため、**国・発注者によるCCUS活用促進の取組**について追記

資源有効利用促進法 政省令改正(第一弾)の概要

公布：令和4年9月2日

施行：令和5年1月1日

(省令：施行日以降に契約する工事に適用)

資源有効利用促進法について

- 建設工事の受注者及び発注者は、再生資源を利用するよう努めるとともに、自らの工事で発生した建設副産物が再生資源として利用されるよう努めなければならない。
- 主務大臣は、再生資源の利用促進に関する判断の基準（省令）を定め、基準に照らして著しく取組が不十分な一定規模以上の事業者に対し、立入検査・勧告・命令を行うことが可能。

⇒再生利用の促進・不適正処理防止の観点から、政省令を改正し、計画制度を強化。

◇計画制度・元請業者責任の強化【省令改正】※

(1) 再生資源利用促進計画の作成対象工事の拡大等

土砂等の利用量や搬出量・搬出先等を記載する再生資利用促進計画に関して、

- ・計画作成の対象工事拡大（搬出土砂量1,000m³以上→500m³以上）
- ・計画及びその実施状況の保存期間の延長（1年→5年）

※ 2つの省令の関係部分を改正

- ・再生資源省令
(土砂等を工事に利用する際の省令)
- ・指定副産物省令
(土砂等を工事から搬出する際の省令)

(2) 元請業者責任の強化等

- ・計画作成後の発注者への説明を義務付け
- ・発注者からの請求に応じて実施結果を報告
- ・計画の現場掲示を義務付け（インターネット公表の努力義務）
- ・元請及び下請け企業は、契約に際し、運搬費その他処理経費の適切な見積りに努める

◇勧告・命令の対象事業者の範囲の拡大【政令改正】

- ・より小規模な事業者も勧告・命令の対象となるよう、
その基準を年間施工金額50億円以上→25億円以上に引き下げ。

盛土規制法の施行に合わせ、更なる省令改正を予定
(搬出先の盛土規制法の許可の事前確認・
土砂受領書等の確認義務化等)

質上げ総合評価について

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置

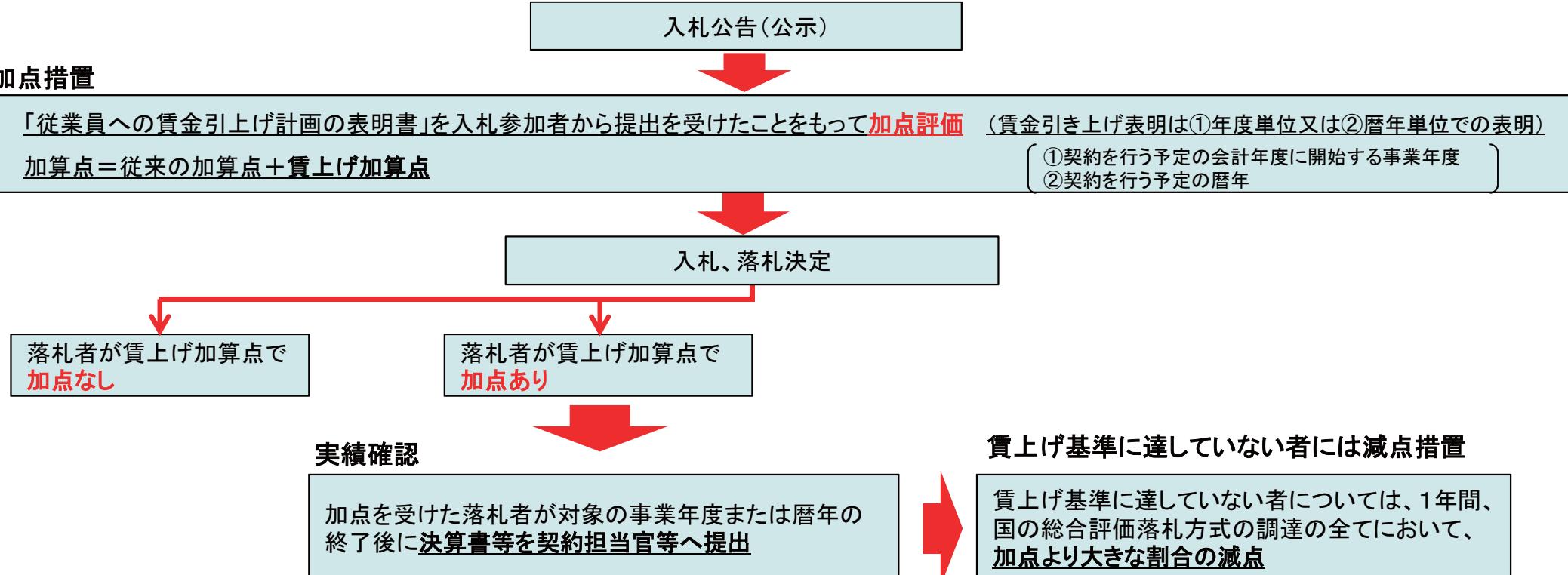
「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」(令和3年11月8日新しい資本主義実現会議)において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して評価点又は技術点の加点を行う。

■適用対象: 令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての調達。
(取組の通知を行った時点で既に公告を行っている等の事情のあるものはのぞく)

■加点評価: 事業年度または暦年単位で従業員に対する目標値(大企業: 3%、中小企業等: 1.5%)以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点。加点を希望する入札参加者は、賃上げを従業員に対して表明した「表明書」を提出。加点割合は5%以上。

■実績確認等: 加点を受けた企業に対し、事業年度または暦年の終了後、決算書等で達成状況を確認し、未達成の場合はその後の国の調達において、入札時に加点する割合よりも大きく減点。

■措置の流れ



総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置

加点イメージ(工事の場合の例)



加算点の合計の5%以上となるよう加点の配点を設定 例：加算点が従来40点満点の場合：3点 (3点／43点=約7%)

■加算点の配点例 (国土交通省直轄工事における総合評価方式の適用ガイドラインにおける「施工能力評価型II型」の例)

評価項目		評価基準		配点	
①企業の能力等	過去15年間の同種工事実績	より同種性の高い工事(※1)の実績あり		8点	8点
		同種性が認められる工事(※2)の実績あり		0点	
	同じ工種区分の 2年間の平均成績	80点以上		8点	20点
		75点以上80点未満		5点	
		70点以上75点未満		2点	
		70点未満		0点	
②技術者の能力等	表彰(同じ工種区分の過去2年間の工事を対象)	表彰あり		4点	4点
		表彰なし		0点	
	過去15年間の同種工事実績	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者として従事		8点	20点
		より同種性の高い工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事又は同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者として従事		4点	
	同じ工種区分の 4年間の平均成績	同種性が認められる工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事		0点	8点
		80点以上		8点	
		75点以上80点未満		5点	
	表彰 *同じ工種区分の過去4年間の工事を対象	70点以上75点未満		2点	4点
		70点未満		0点	
賃上げを実施する企業に対する加点				3点	

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置 賃上げ実績の確認の運用等について



賃上げの表明を行い受注した企業に対する「賃上げ実績の確認」においては、事業年度単位の賃上げを表明する場合は「法人事業概況説明書」、暦年単位の場合は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」から給与等受給者一人当たりの給与総額（中小企業等の場合は給与総額）により確認するのが標準的な方法として示されている。

(事業年度単位の賃上げを表明した場合) 法人事業概況説明書

年度終了後に前年度分とあわせて
契約担当官等に提出

所定の欄の値から実績の確認を行う

(暦年単位の賃上げを表明した場合)
給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

暦年終了後に前年分とあわせて
契約担当官等に提出

所定の欄の値から実績の確認を行う

賃上げ実績の確認の運用等について

○賃上げ実績の確認において、標準的な方法とされている「法人事業概況説明書」や「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により同等の賃上げ実績を確認することができると認められる書類に代えることができるとされているところ。

○賃上げを行う企業を評価するとの本制度の趣旨に沿った対応となるよう運用するため、具体的な確認書類の提出方法、「同等の賃上げ実績」と認めることができるかの現時点における考え方についての運用を整理。

○確認書類の提出方法

- ・賃上げ実績の確認時、税理士又は公認会計士等の第三者により「入札説明書に示されている基準と同等の賃上げ実績を確認できる書類であると認められる」ことが明記された書面を、賃上げを行ったことを示す書類と共に提出。
※賃上げ促進税制の優遇措置を受けるために必要な税務申告書類をもって賃上げ実績を証明させることも可能。

○「同等の賃上げ実績」と認めることができる場合の考え方

- ・中小企業等においては、実情に応じて「給与総額」又は「一人当たりの平均受給額」いずれを採用することも可能。
- ・各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給や所定内賃金などにより評価することも可能。
- ・通知に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完が行われたもので評価することも可能。

※ボーナス等の賞与及び諸手当を含めて判断するかは、企業の実情を踏まえて判断することも可能。（具体例は次頁）

※なお、本制度において、企業の賃上げ表明を行う様式には従業員代表及び給与又は経理担当者の記名・捺印を求めており、企業の真摯な対応を期待するもの。

※仮に制度の主旨を意図的に逸脱していることが判明した場合には、事後であってもその後に減点措置を行う。

○各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給や所定内賃金などにより評価する。

- ・継続雇用している給与等受給者への支給額で評価する。
⇒ベテラン従業員等が退職し、新卒採用等で雇用を確保することで給与総額が減少する場合等に対応
- ・定年退職者の再雇用や育児休暇や介護休暇の取得者など給与水準が変わる者を除いて評価する。
⇒雇用確保やワークライフバランス確保の取組に対応
- ・計画的に超過勤務を減らしている場合、超過勤務手当等を除いて評価する。
⇒働き方改革の推進、時間外労働規制の令和6年4月からの適用に対応
- ・災害時の超過勤務や一時雇用、業績に応じ支給する一時金や賞与等を除いて評価。
⇒災害等による業績の変動等の企業がコントロールできない変動要因に対応

○通知に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完を行って評価する。

- ・一部の従業員の給与が含まれない場合、別途考慮して評価する。
- ・外注や派遣社員の一時的な雇い入れによる労務費が含まれる場合、これを除いて評価する。
- ・退職給付引当金繰入額といった実際に従業員に支払われた給与でないものが含まれる場合、これを除いて評価する。
- ・役員報酬が含まれること等により従業員の賃金実態を適切に反映できない場合、これを除いて評価する。
- ・令和4年4月以降の最初の事業年度開始時よりも前の令和4年度中に賃上げを実施した場合は、その賃上げを実施したときから1年間の賃上げ実績を評価する。

事業年度開始月と賃上げ実施月が異なる場合の取扱い

(1) 賃上げ評価期間

- ・契約締結予定日を含む国の会計年度内の4月以降に開始する事業者の事業年度または
- ・契約締結予定日を含む暦年

(2) 令和4年度において事業年度開始前に賃上げ実施する場合の特例

令和4年度において事業年度開始前に賃上げを実施する事業者にあっては賃上げ実施月から1年間を評価期間とすることも可能。

【追加】

(3) 事業年度開始後に賃上げを実施する場合の特例

事業年度開始月より後の賃上げについては、下記のいずれの条件も満たす場合に賃上げ実施月から1年間を評価期間とすることが可能。

①契約締結日の属する国の会計年度内に賃上げが行われていること

※ 暦年中の賃上げを表明している場合にあっては、当該暦年内に賃上げが行われていることとする。

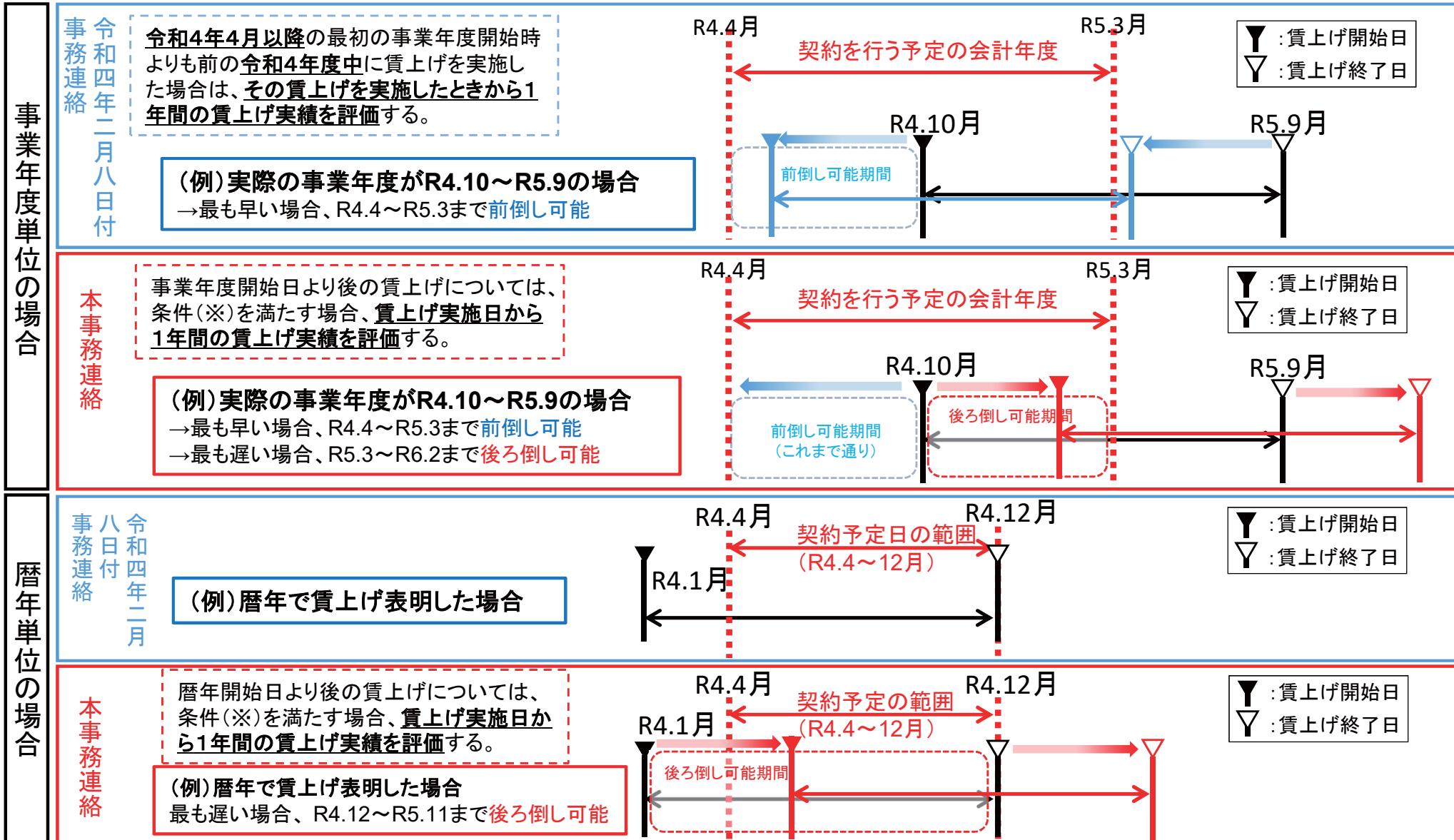
②当該企業の例年の賃上げ実施月に賃上げを実施していること
(意図的に賃上げ実施月を遅らせていないこと)

賃上げ実績確認期間の後ろ倒しについて

【参考資料】

○以下の2つの条件を共に満たす場合、賃上げ実績確認期間を後ろ倒しが可能。

- ①契約締結日の属する国の会計年度内に賃上げが行われていること
(暦年中の賃上げを表明している場合にあっては、当該暦年内に賃上げが行われていること)
- ②当該企業の例年の賃上げ実施月に賃上げを実施していること(意図的に賃上げ実施月を遅らせていないこと)



- 賃上げ加点措置を受け、賃上げ水準が未達成の場合には、減点措置を課すこととしているところ。
- 天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかつた者について、減点措置を要しないこととし、できるだけ多くの事業者が賃上げ表明を行うことが可能となるよう、その典型的な事例を予め次の通り例示。

- (1) 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項の規定に基づき指定された特定非常災害であつて、同法に基づく特別措置の適用対象となる地域に主たる事業所が所在する企業については特別措置が適用される期間は減点措置を課さないこととする。
- (2) 各種経済指標の動向等を踏まえ、平成20年のいわゆる「リーマンショック」と同程度の経済状況と認められる場合においては、全国において減点措置を課さないこととする。
- (3) (1) 及び (2) に該当しない場合であつても、次のような自らの責によらない場合で、かつ、その事実を客観的に証する書類とともに従業員が署名した理由書の提出があった場合は減点措置を課さないこととする。
 - ① 自然災害（風水害、土砂災害、地震、津波、噴火、豪雪等）や人為的な災害（火災等）等により、事務所、工場、主要な事業場等が被災し、事業の遂行が一定期間不可能となつた場合
 - ② 主要な取引先の倒産により業績が著しく悪化した場合
 - ③ 資材の供給不足等により契約履行期限の延期等が行われ、契約上の代価の一部を受領できず資金繰りが著しく悪化した場合

など

- ※ (1) 及び (2) に相当する減点措置を課す必要がないと考えられる事象が生じた場合には、財務省の通知に基づき、改めて周知する。
- ※ 「事実を客観的に証する書類」とは、罹災証明や契約書類の写し等を想定しているが、これに限らない。
- ※ (1) から (3) は例示であり、これ以外の事象等については、今後必要に応じて別途通知する。

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置に係る Q&A等について

○総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置の制度導入の経緯、関係通知、Q&Aなどを国土交通省のウェブサイトに掲載しています。(最終更新:令和4年10月4日)

【掲載箇所】国土交通省ウェブサイト

URL: https://www.mlit.go.jp/tec/tec_fr_000101.html

QRコードによるアクセス:



国土交通省のウェブサイトのスクリーンショットです。ヘッダーにはYouTube、Twitter、本文へ、文字サイズ変更（標準・拡大）、音声読み上げ・ルビ振り、English、検索方法、サイトマップなどのリンクがあります。ナビゲーションメニューにはホーム、国土交通省について、報道・広報、政策・法令・予算、白書・オープンデータ、お問い合わせ・申請があります。本文では、「その他」→「技術研究開発」→「コスト構造改善」→「技術管理」→「入札・契約」→「公共事業の評価」→「環境」→「情報技術」→「指標基準・工事成績等」の順序で移動します。現在表示されているページは「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」です。本文では、制度導入の経緯、関係通知、Q&Aなどを掲載しています。

【制度導入経緯】
令和3年11月の「新しい資本主義実現会議」の緊急提言や「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において「公的部門における分配機能の強化」の一環として「政府調達の対象企業の賃上げを促進するため、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置など政府調達の手法の見直しを検討する。」ことが位置づけられました。
これを受け検討が進められ、令和3年12月17日に財務大臣から各省庁の長あてに賃上げ評価に関する仕組みが通知され、政府全体での本制度の内容が定めされました。国土交通省においても令和3年12月24日に発注機関となる国土交通省内の各機関に対して通知を発出してあります。
この通知では、所定の書類(「法人事業概況説明書」や「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」)により賃上げ実績の確認を行うこととされ、当該書類で確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により同等の賃上げ実績を確認することができるとの記載がなされています。
これを踏まえて、賃上げ実績の確認については、賃上げを行う企業を評価するとの本制度の趣旨に沿った対応となるよう、具体的な確認書類の提出方法及び「同等の賃上げ実績」と認めることができる場合の考え方や例について、令和4年2月8日に財務省より通知が発出され、これに関する運用が明確になりました。

【概要資料】
・【概要資料】総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置及び運用等について(PDF形式:987KB)

【通知類】
○総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について
(令和3年12月24日)
・総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について(PDF形式:3MB)

○総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置に係る運用等について
(令和4年2月8日)
・総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置に係る運用等について(PDF形式:1MB)
(令和4年8月8日)
・総合評価落札方式における賃上げを実施する企業の事業年度開始月と賃上げ実施月が異なる場合の取扱いについて(PDF形式:409KB)

○「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」に基づく減点措置の取扱いについて
(令和4年8月8日)
・「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」に基づく減点措置の取扱いについて(PDF形式:223KB)

【Q&A】
これまでに国土交通省に寄せられたご質問についての回答をお示しすることで、制度に参加を検討いただいている皆様の疑問を解消すること目的としてQ&Aを作成しました。
例えば、Q&Aの中では、様々な実績確認の方法がされることや、賃上げ表明書は実績確認の方法によらず従来の様式で提出いただいて問題ないことをお示しております。
内容については、必要に応じて制度を所管する財務省にも確認を行っております。また、問い合わせ等については随時いただいておりますので、それに応じて更新してまいります。

・Q&Aは[こちら](#)(令和4年10月4日時点)